



# ソフトバンクでんき Powered by TEPCO請求サービス規約適用約款

---

平成28年7月1日実施



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款（以下「この約款」といいます。）は、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）のスタンダードSもしくはスタンダードL、スタンダードX、プレミアムプラン、プレミアムS、プレミアムL、TEPCOプレミアムプラン for ソフトバンク、TEPCOプレミアムS for ソフトバンク、TEPCOプレミアムL for ソフトバンク、スタンダードS（中部エリア）、スタンダードL（中部エリア）、スタンダードX（中部エリア）、プレミアムプラン（中部エリア）、プレミアムS（中部エリア）、プレミアムL（中部エリア）、TEPCOプレミアムプラン for ソフトバンク（中部エリア）、TEPCOプレミアムS for ソフトバンク（中部エリア）、TEPCOプレミアムL for ソフトバンク（中部エリア）、スタンダードX（関西エリア）、プレミアムプラン（関西エリア）またはTEPCOプレミアムプラン for ソフトバンク（関西エリア）として電気の供給を受け、料金その他をソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）のソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス（以下「SB請求サービス」といいます。）により支払われることを希望されるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

### 2 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後のソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款によります。
- (2) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

### 3 申込みおよび適用開始

- (1) お客様がこの約款の適用を希望される場合は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) この約款の適用開始の日は、ソフトバンクが所定の手続きを完了し、お客様の申込みを当社が承諾した日といたします。

### 4 支払期日および料金その他の支払方法

- (1) 支払期日は、需給約款 20（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、支払義務発生日の翌日から起算して40日目といたします。
- (2) 料金その他については毎月、需給約款 21（料金その他の支払方法）(1)にかかわらず、S B 請求サービスにより支払っていただきます。ただし、次の場合には、需給契約の消滅日の前日または変更前の契約種別の料金適用終了の日を含む料金の算定期間の料金については、需給約款 21（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払っていただきます。

イ お客様が需給契約を廃止しようとする場合

ロ お客様が1（対象となるお客様）に定める契約種別以外の契約種別に需給契約を変更しようとする場合

ハ 需給約款 31（解約等）または6（その他）(1)により当社が需給契約を解約する場合

- (3) お客様が料金その他をS B 請求サービスにより支払われる場合は、料金その他がソフトバンクの指定する口座から引き落とされたときにお客様から当社に対する支払いがなされたものといたします。

### 5 適用の終了

- (1) お客様がこの約款の適用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この約款の適用は、お客様が当社に通知された終了期日に終了いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または1（対象となるお客様）に定める契約種別以外の契約種別に需給契約を変更される場

合は、電気の需給契約が消滅した日または変更前の契約種別の料金適用終了の日の翌日にこの約款の適用が終了したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、この約款の適用を終了することがあります。

イ ソフトバンクがS B請求サービスの適用を終了した場合

ロ 需給約款 31（解約等）(1)に準ずる場合

ハ お客さまが電気の需給契約を廃止され、もしくは契約種別を変更される場合または需給約款 31（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合

## 6 そ の 他

(1) ソフトバンクがS B請求サービスの適用を終了した場合、当社は、需給約款 31（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

(2) その他の事項については、需給約款、スタンダードX、プレミアムプラン、プレミアムS/L、TEPCOプレミアムプラン for ソフトバンク、TEPCOプレミアムS/L for ソフトバンク、スタンダードプラン（中部エリア）、プレミアムプラン（中部エリア）、プレミアムS/L（中部エリア）、TEPCOプレミアムプラン for ソフトバンク（中部エリア）、TEPCOプレミアムS/L for ソフトバンク（中部エリア）、スタンダードX（関西エリア）、プレミアムプラン（関西エリア）またはTEPCOプレミアムプラン for ソフトバンク（関西エリア）に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施いたします。